平成２２年（フ）第４２３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟1007号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟913号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４７号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館406号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中６丁目６番地611号棟212号室
債務者　篠永　隆洋
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番４―206号
債務者　箱﨑　久江
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０７号
鹿児島県鹿児島市柳町５番16―205号
債務者　平　　照三
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目16番18号末吉アパート201号
債務者　下西　隆之
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番５号松山ビル202号
債務者　日髙　元気
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
福島市森合字屋敷下34番地の７　高徳ハイツ203号
債務者　ハヴィエルパスクアル亘（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
福島県安達郡大玉村玉井字中森３番地２
債務者　渡邊　節代
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
香川県丸亀市津森町919番地１　パナハイツ城坤102号
債務者　丸岡　裕子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５６号
香川県坂出市京町２丁目６番４号
債務者　山下　紘二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５７号
香川県坂出市京町２丁目６番４号
債務者　山下喜美代
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６１号
香川県丸亀市郡家町20番地１小畑荘
債務者　髙木　年紋
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２０５号
北九州市小倉南区葛原高松２丁目４番16号
債務者　高椋　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１９号
北九州市小倉北区黄金２丁目７番16―404号
債務者　井上加代子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３５号
北九州市戸畑区中原東３丁目10番９号105
債務者　髙宮みどり
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番３―606号
債務者　石井　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４５号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目19番４号
債務者　隅田　啓司
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６０号
福岡県中間市朝霧２丁目20番15号
債務者　杉森　正隆
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部